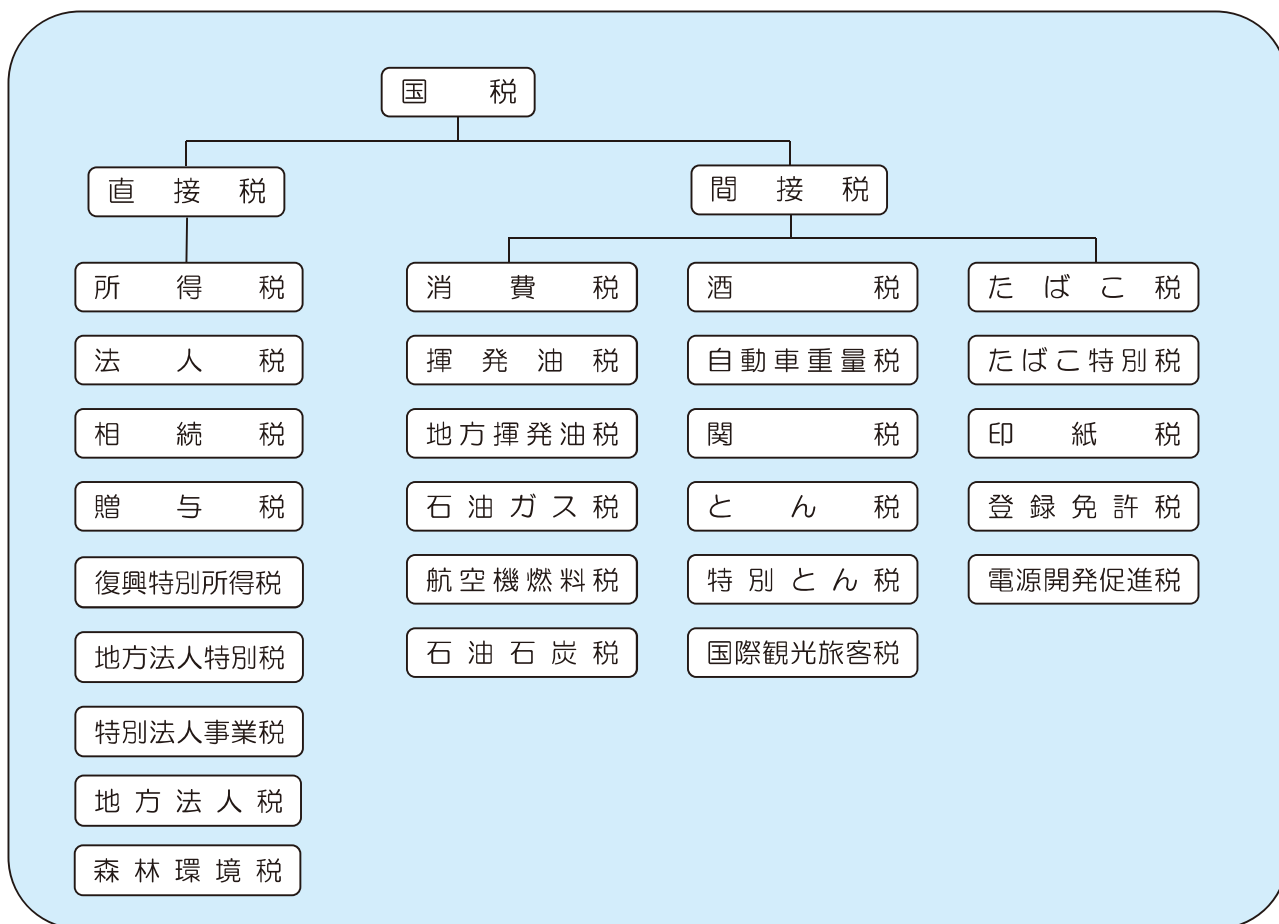


国税の種類



国税（関税等を除く）についてのお問い合わせは

宇都宮税務署

〒320-8655 宇都宮市昭和 2-1-7
☎ 028-621-2151（自動音声案内）

インターネットで税金相談

○国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp>



所得税

◆ 所得税とは

所得税は、所得のあった人がその所得に応じて納める税金です。

所得とは、原則として収入からその収入を得るために要した費用（これを必要経費といいます）を差し引いたもので、市民税のところで説明したものと同じです。【P7】

■ 税額の計算

$$(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除額}$$

※ 控除額や税率は、市民税の計算の場合と異なりますので、詳しくは税務署へお問い合わせください。

復興特別所得税

平成25年分から令和19(2037)年分までの各年分については、上記の式で計算した所得税と併せて、当該所得税額の2.1%の復興特別所得税を申告・納付することになります。

■ 納税の方法

ア サラリーマンなどの給与所得者…源泉徴収による納税

勤務先で給与の支払を受ける際に、給与を支払う事業所（源泉徴収義務者）などが、差し引いた所得税を後日税務署に納税するので、手続きは不要です。

イ 商店その他事業などの所得者…確定申告による納税

1月1日から12月31日までの1年間の収入、必要経費、所得税額などを自分で計算して翌年の2月16日から3月15日までに申告し、納税します。

なお、納税の方法は、振替納税、ダイレクト納付、インターネットバンキングによる納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニエンスストアでの納付などがあります。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税の納税方法



国税庁ホームページ

■ 年末調整と確定申告

ア 年末調整

源泉徴収義務者が、その年 1 年間にわたって月々の給与の支払の際にその給与から差し引いた所得税を、年末において正しい年税額とするための税務上の精算手続きをいいます。

たとえば、年の途中で扶養親族などが増えた場合、年末調整により所得税の一部が還付されることがあります。

イ 確定申告

給与所得以外の所得のある人は、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間の所得を翌年の 2 月 16 日から 3 月 15 日までの間に税務署に申告し、納税します。

また、給与所得者も給与の収入金額が 2,000 万円を超える場合、2 か所以上から給与を受けられる場合、給与以外に他の所得金額（例 不動産、譲渡、一時など）の合計額が 20 万円を超える場合などは、確定申告が必要です（税金が還付される方を除きます）。

なお、公的年金等の収入金額が 400 万円以下（※）で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計額が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※ 複数の公的年金等を受給されている場合は、その収入金額の合計額で判定します。

なお、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

所得税を給料から天引きされているサラリーマンでも年の途中で退職した場合、給与所得者の特定支出控除の適用を受ける場合、所得控除のうち雑損控除・医療費控除を受ける場合や税額控除を受ける場合に、確定申告することにより源泉徴収された所得税が還付されることがあります（詳しくは税務署へお問い合わせください）。

POINT 申告書や申請書等にマイナンバー（個人番号）の記載を！

確定申告書の提出にあたり、本人確認のため「マイナンバーカード（個人番号カード）」が必要です。

※ 「マイナンバーカード（個人番号カード）」が無い場合は次の 2 種類の書類が必要です。

- ① 「通知カード（住所や氏名等の記載内容が住民票と一致している場合に限り、利用可能）」、「個人番号が記載された住民票の写し」などのいずれか 1 つ（番号確認書類）
- ② 「運転免許証」、「障害者手帳」、「公的医療保険の被保険者証」、「年金手帳」、「介護保険被保険者証」、写真付きの「社員証」・「学生証」などのいずれか 1 つ（身元確認書類）

相続税

◆ 相続税とは

相続税は、死亡した人（被相続人）から相続や遺贈によって財産を取得した人が、その財産の価格に応じて納める税金です。財産取得の時期は、相続開始の時（死亡時）とされています。

なお、相続人や相続分の計算は、養子がない場合は、民法に定めるとおりです。

■ 税額の計算

- ① 相続や遺贈によって取得した財産に相続時精算課税の適用を受けた財産を加算した額から債務や葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の暦年課税に係る贈与財産の価額を加算し、正味の遺産額を算出します。
- ② 正味の遺産額から基礎控除額を控除して課税遺産総額を算出します。
※ 正味の遺産額が基礎控除額を超えない場合には、相続税はかかりません。
 - 基礎控除額：3,000万円＋600万円×法定相続人の数
 - 相続人に養子がいる場合、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいる場合は1人、実子がいらない場合は2人までとなります。
- ③ 課税遺産総額を法定相続分どおりに分けたものとして、各法定相続人別に税額を計算します。この税額を合計し相続税の総額を算出します。
- ④ 相続税の総額を、各相続人、受遺者及び相続時精算課税を適用した人が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあん分した額が、各人の相続税額となります。
- ⑤ 各人の相続税額から各種税額控除をした額が各人の納付する相続税額となります。

■ 税額控除

ア 配偶者の税額軽減額

配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円までか、1億6,000万円を超えていても、正味の遺産額（配偶者が取得する正味の遺産額のうち隠ぺい又は仮装されていた部分は除かれます）の法定相続分に応ずる金額までであれば、配偶者には相続税はかかりません。なお、配偶者控除を受けるためには、相続税の申告書の提出が必要です。

イ 未成年者控除

$(18 \text{ 歳} - \text{相続開始日の年齢}) \times 10 \text{ 万円}$

ウ 障害者控除

$(85 \text{ 歳} - \text{相続開始日の年齢}) \times 10 \text{ 万円}$ （特別障害者の場合は20万円）

エ 暦年課税に係る贈与税額控除

正味の遺産額に加算された「相続開始前3年以内の贈与財産」の価額に課せられた贈与税額が控除されます。

オ 相続時精算課税に係る贈与税額控除

遺産総額に加算された「相続時精算課税の適用を受ける贈与財産」の価額に課せられた贈与税額が控除されます。

なお、控除しきれない金額がある場合には、申告をすることにより還付を受けることができます。

■ 相続税の速算表（平成27年1月1日以後の相続）

法定相続分に応ずる取得金額	税 率	控 除 額
1,000万円 以下	10%	—
3,000万円 以下	15%	50万円
5,000万円 以下	20%	200万円
1億円 以下	30%	700万円
2億円 以下	40%	1,700万円
3億円 以下	45%	2,700万円
6億円 以下	50%	4,200万円
6億円 超	55%	7,200万円



贈与税

◆ 贈与税とは

贈与税は、ある個人が自分の財産を無償で他の個人に与えた場合、その財産を受けた個人がその財産の価格に応じて納める税金で、1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価格の合計額をもって計算されます。

なお、贈与税の課税方法は、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

■ 暦年課税

基礎控除額…110万円

配偶者控除…婚姻期間20年以上の配偶者から居住用不動産等の贈与を受けた場合で、一定の要件に該当する場合には、贈与税の申告をすることにより、基礎控除額110万円のほかに最高2,000万円までの配偶者控除が受けられます。

【贈与税の速算表】（平成27年1月1日以後の贈与）

基礎控除後の課税価格	一般税率（一般贈与財産）※		特例税率（特例贈与財産）※	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円 以下	10%	—	10%	—
300万円 以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円 以下	20%	25万円		
600万円 以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円 以下	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円 以下	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円 以下	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円 以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円 超			55%	640万円

※ 暦年課税の場合において、直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により財産を取得した受贈者（財産の贈与を受けた年の1月1日において18歳以上については、「特例税率」を適用して税額を計算します）。

この特例税率の適用がある財産のことを「特例贈与財産」といいます。また、特例税率の適用がない財産（「一般税率」を適用する財産）のことを「一般贈与財産」といいます。

■ 相続時精算課税

相続時精算課税は、贈与を受けたときに贈与財産に対する贈与税を納め、贈与者が亡くなった時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額をもとに相続税額を計算し、既に納めた贈与税額を控除するものです。

この制度の要件に該当した場合、基礎控除額が毎年110万円と特別控除額が2,500万円（前年以前にこの特別控除を適用した金額がある場合は、その金額を控除した残額）となります。

※ この制度を選択しようとする人は、贈与税の申告期間内に相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書に添付して税務署へ提出しなければなりません。要件など、詳しくは税務署へお問い合わせください。

■ 住宅取得等資金の贈与の非課税

父母や祖父母など直系尊属から、自己の居住用の家屋の新築等のための金銭を取得した場合、一定の要件を満たすときは、贈与税が非課税となります。

非課税限度額は、新築等をする住宅用の家屋の種類ごとに、新築等に係る契約締結日に応じた金額となります。

※ 贈与を受けた金銭の額が非課税限度額以下であっても、贈与税の申告期間内に贈与税の申告書を税務署へ提出しなければなりません。非課税限度額及び要件など、詳しくは税務署へお問い合わせください。

■ 教育資金等の一括贈与の非課税

祖父母など（直系尊属）から教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合、一定の金額は非課税となります。

※ 適用を受けるためには、資金管理契約の際に金融機関等を通じて税務署に「非課税申告書」を提出しなければなりません。

● 教育資金の一括贈与

平成25年4月1日から令和8年3月31日までの間に、30歳未満の孫などが、教育資金に充てるために、祖父母など（直系尊属）から金銭等の贈与を受けて銀行等に預入をした場合などには、1,500万円までが非課税となります。

※ 孫などが30歳に達した場合などに、贈与された資金に使い残しがある場合は、残額について贈与税が課税されます。

● 結婚・子育て資金の一括贈与

平成27年4月1日から令和9年3月31日までの間に、18歳以上50歳未満の孫などが結婚・子育て資金に充てるために、祖父母など（直系尊属）から金銭等の贈与を受けて銀行等に預入をした場合などには、1,000万円までが非課税となります。

※ 孫などが50歳に達した場合などに、贈与された資金に使い残しがある場合は、残額について贈与税が課税されます。